規則公布第２号

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月 29 日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原　文彰

規則第２号

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年３月 29 日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

宇和島地区広域事務組合契約規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合契約規則（昭和 52 年規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（読替規定）
第２条　前条の規定により準用する宇和島市契約規則の本則及び各様式中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「市広報」とあるのは「組合広報」と「宇和島市会計規則（平成 17 年規則第 50 号）第 93 条」とあるのは「宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和 52 年規則第１号）で準用する宇和島市会計規則（平成 17 年宇和島市規則第 50 号）第 93 条」と、「市職員」とあるのは「組合職員」と、「宇和島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 20 年条例第 61</td><td>（読替規定）
第２条　前条の規定により準用する宇和島市契約規則中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読替える。
<table><tr><td>市</td><td>組合</td></tr><tr><td>宇和島市</td><td>宇和島地区広域事務組合</td></tr><tr><td>市長</td><td>組合長</td></tr><tr><td>宇和島市長</td><td>宇和島地区広域事務組合組合長</td></tr><tr><td>市広報</td><td>組合広報</td></tr></table></td></tr>
</table>

号）」とあるのは「宇和島地区広域事務組合長期機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第1号）で準用する宇和島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年宇和島市条例第61号）」と、「宇和島市長」とあるのは「宇和島地区広域事務組合組合長」と「宇和島市契約規則」とあるのは「宇和島地区広域事務組合契約規則」と、「宇和島市」とあるのは「宇和島地区広域事務組合」と、「宇和島市契約規則第35条第2項」とあるのは「宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則第35条第2項」と読替える。ただし、様式第3号（第28条関係）及び様式第7号（第64条関係）中「宇和島市長」とあるのは「組合長」と読替え，様式第8号（第65条関係）中「宇和島市」とあるのは削除する。

市職員	組合職員
宇和島市契約規則	宇和島地区広域事務組合契約規則により準用する宇和島市契約規則
宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和52年規則第1号）	宇和島地区広域事務組合財務規則（昭和52年規則第1号）で準用する宇和島市会計規則（平成17年宇和島市規則第50号）
宇和島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年条例第61号）	宇和島地区広域事務組合長期機継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年条例第1号）で準用する宇和島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年宇和島市条例第61号）

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。